

健康福祉部指定管理者（候補者）選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 健康福祉部の所管する公の施設の指定管理者（候補者）の選定を適正に実施するため、健康福祉部指定管理者（候補者）選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、外部委員を含む委員5名以上の委員をもって組織し、次に掲げる者をもって構成する。ただし、委員の過半数は外部委員とする。

- （1）健康福祉部次長
- （2）外部の有識者
- （3）公募に応じた者
- （4）前各号に掲げる者のほか、委員長が指名した者

（委員の任期）

第3条 前条の委員の任期は、就任の日から令和8年3月31日までの期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は福祉政策課を所管する健康福祉部次長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（審査）

第6条 委員会は、健康福祉部所管の公の施設に係る指定管理者の指定の申請をした者（以下「申請者」という。）について、選定基準等に基づき審査し、知事に意見を述べるものとする。

- 2 委員は、次に掲げる場合においては、当該申請者に係る審査に参加することができない。
 - （1）委員又はその配偶者若しくは二親等以内の親族が申請者の役員に就任している場合
 - （2）委員が申請者と請負等の取引関係にある場合
 - （3）委員が申請者の非常勤役員に就任している県の職員の指揮命令下にある場合
- 3 前項の規定により審査に参加することができる委員の数が委員会の委員の数の過半数に満たないときは、同項の規定により当該審査に参加することができない委員の全部若しくは一部の変更又は委員の補充を行うものとする。

（関係職員の出席等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員及び申請者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。